

28 日本統治期台湾の通訳者、通訳をめぐる近年の研究動向

富田 哲

はじめに

明治政府は、中央集権的な教育を通じて全国への「国語」の普及をはかった。江戸時代に幕藩体制の外にあった沖縄や北海道といった「辺境」では、他の地域以上に同地の琉球語やアイヌ語と「国語」の差が大きく、日本の領土とされた地域内での言語的多様性があらわになった。しかし言語政策上、単一の日本民族、単一の日本語の擬制に疑問がさしはさまれる余地はなく、「辺境」の人々の言語的同化が強制的に進められることになった。

ただ、その後日本が統治下に置いた台湾では、住民や言語の異質性は隠ぺいしようがなかった。もちろん、台湾総督府による台湾人への日本語教育は、統治開始からほぼ一貫して「国語」の教育として位置づけられていたし、「国語」をとおした台湾人の国民統合が建前としてはめざされていた¹。しかし、少なくとも統治後期の皇民化運動期にいたるまでは、ほとんどの台湾人にとって「国語」は「外国語」だったのであり、その教育は今日的に言えば第二言語教育の手法をとらざるをえなかった。そして、台湾語、客家語、原住民の諸言語など、従来から台湾で使われていた言語と日本語のあいだでは、通訳／翻訳という行為が介在することになった。

下関で日清戦争の講和会議がおこなわれているさなかの1895年3月、日本軍は澎湖諸島を占領、下関条約締結を経て5月末には台湾北部に上陸するが、日本軍は来台に際して多くの通訳者を帯同していた。かれらにはもともと陸軍通訳として日清戦争に従軍していた者もいれば、台湾占領を前にして採用された者もいたが、当然のことながら、日本軍は新領土では言語が通じないという状況を承知していた。ただ、来台前に台湾語などの能力を有していた通訳者はほぼ皆無だったと考えてよさそうである。来台したのは北京官話の通訳者であり、北京官話を解する台湾人と日本人が当事者のあいだに入る二重通訳、すなわち「台湾人当事者」

1 たとえば、1896年6月22日制定の台湾総督府直轄国語伝習所規則の第1条には、「国語伝習所ハ本島人ニ国語ヲ教授シテ其日常ノ生活ニ資シ且本国的精神ヲ養成スルヲ以テ本旨トス」とある。国語伝習所は甲科と乙科に分かれ、甲科は通訳者の養成、乙科は初等教育を目的としていた。「本島人」というのは台湾人のことである。

⇔「北京官話を解する台湾人」⇔「日本人の北京官話通訳者」⇔「日本人当事者」という方法での通訳が広くおこなわれていた。とはいえ、それはあくまで過渡的な状況であり、その後は台湾語などを習得した日本人、あるいは日本語を習得した台湾人が通訳にたずさわようになった²。

統治初期には台湾語などを学習する日本人も少なからずいたが、日本語を解する台湾人が増えるにつれて、日本人の学習熱も冷めていった。しかし、総督府、とくに法院や警察では、台湾語などの通訳にたずさわる日本人や日本語を解する台湾人が統治期を通じて配置されていた。こうした通訳者や通訳行為を対象とした近年の研究動向を整理、紹介するのが本稿の目的である。

ところで、一般的に日本語では、「翻訳」は書かれた言語の変換、「通訳」は話された言語の変換を意味する。しかし、翻訳と通訳の双方を包括しうる中国語の翻譯/翻译、英語の translation にあたるような語が日本語の通常の用法にはないようである。1970年代に西欧で生まれた Translation studies (TS) という学問領域の訳語としては、「翻訳学」「翻訳研究」「トランスレーション・スタディーズ」「翻訳通訳学」などがあるが、前者二つの「翻訳」はいずれも書かれた言語の翻訳と話された言語の通訳をふくんでおり、翻訳という語の一般的な意味とはずれがある³。

ちなみに、日本ではTSの研究団体として1990年に通訳理論研究会が発足、2000年には日本通訳学会が設立され、2008年には日本通訳翻訳学会（英語名称：The Japan Association for Interpreting and Translation Studies）と名称が変更された⁴。日本通訳学会の学会誌『通訳研究』の掲載論文を見ると、通訳にかんするものが多数ではあるものの、翻訳をとりあげた論考も散見され⁵、「通訳」がかならずしも翻訳研究を排除してはいなかったことがわかる。なお、台湾の翻訳通訳学研究の代表的な学会は台湾翻訳学学会という。

2 富田哲『植民地統治下での通訳・翻訳——世紀転換期台湾と東アジア』致良出版社、2013年、109-110頁。

3 鳥飼玖美子編『よくわかる翻訳通訳学』ミネルヴァ書房、2013年、i-ii。佐藤=ロスバエグ・ナナ「序」、佐藤=ロスバエグ・ナナ編『トランスレーション・スタディーズ』みすず書房、2011年、i-iii。本稿では、翻訳通訳学をTSの訳語として使用する。

4 Nana Sato-Rossberg and Judy Wakabayashi, Introduction, in *Translation and Translation Studies in the Japanese Context*, ed. Nana Sato-Rossberg and Judy Wakabayashi (London: Bloomsbury, 2012), 16. 日本通訳翻訳学会ウェブサイト「沿革」(<http://jaits.jp.org/home/history.html>)。2016年7月19日閲覧。

5 日本通訳翻訳学会ウェブサイト「学会誌アーカイブ」(<http://jaits.jp.org/home/archive.html>)。2016年7月19日閲覧。

いずれにしても、本稿が主題とするのは通訳を対象とした研究であり、翻訳の研究ではない。たとえば、日本統治期の先住民族や漢民族の口承文学の日本語や漢文への翻訳、欧米文学の漢文訳、中国や台湾の作品の日本語訳などを論じた研究はすでに文学研究などにおいて蓄積があるが⁶、本稿の考察対象からははずれる。

1. 台湾史において通訳者や通訳を研究するということ

澎湖諸島をふくむ台湾を一つの単位として歴史上の通訳が論述される場合、それは原住民と台湾にやってきた外来者とのあいだで発生したできごととして論じられることが多い。もちろん言語が通じないのは現住者と外来者のあいだのみとはかぎらない。現住者と外来者が同一の言語を共有している場合もあるだろうし、現住者のあいだでことばが通じないこともあるはずである。しかし、通訳の歴史がナショナルな単位の存在を前提として語られるとき、そこでは輪郭線の内と外が意識され、通訳は外から来た者と内にいた「本来的」な者の遭遇の場で不可避的におこなわれた行為であることが強調されるだろう。

張思婷は、2015年に台湾翻譯学学会の学会誌『翻譯学研究集刊』に発表した論文で、台湾の翻訳文学史を通観している⁷。張は、文献に記載されている台湾のもっとも早い時期の翻訳通訳活動が、17世紀初頭に福建南部の住民と台湾のシラヤ族とのあいだでおこなわれていた貿易にともなう通訳であるとしている。さらに翻訳文学の嚆矢を、1624年にオランダ東インド会社が台湾に拠点を置いたことにともない来台した宣教師が、ラテン文字を使って聖書などを台湾南部の新港社に住むシラヤ族の言語に翻訳したことにみている。そしてその後のおよそ4世紀のあいだ台湾は、オランダ、鄭氏王朝、清、日本、中華民国の5つの異なる「政権」の統治を受けたとし、統治権力の変遷が、翻訳活動（だれが、どの言語で、何を訳すのか）に大きな影響をあたえてきたとしている。ただ、あくまで翻訳文学の通史として書かれた論文であり、日本統治期をふくめ通訳にかんする記述はほとんどない。いまのところ、台湾の通訳史を通観するような論考は出ていないようであるが、かりにそのようなものが今後書かれるとすれば、やはり同様の視角が採用されるのであろう。

それはともかく、日本統治期の通訳という行為、あるいは通訳者そのものに注目が集まるようになったのはここ数年のことである。もちろん通訳者の存在が知られていなかったわけではないが、それを主題とした研究はこれまでなされてこ

6 張思婷、〈翻譯與政治：論台灣翻譯文學史〉、《翻譯學研究集刊》19、頁47-48。

7 同上、頁43-68。

なかった。その大きな理由は、おそらく翻訳通訳学研究が指摘するところの通訳者の不可視性に求められるのではないかと考える。

起点言語から目標言語に通訳がおこなわれる場合、そこには通訳者の主体性や恣意性が必然的に介在する。また、それらの言語、あるいは言語共同体の文化が非対称的な権力関係によって取り結ばれている以上、中立で透明な通訳などというものはそもそも不可能であると考えざるをえない。しかし私たちは実際には、起点言語から目標言語への等価の変換がおこなわれていることを前提として、通訳の成果を受容していることが少なくない⁸。

これを台湾史研究に引きつけて考えれば、次のように言えるだろう。日本統治期台湾の研究が利用する文字史料のなかには、総督府の日本人官員が接した台湾人の声が多々見つけられる。もっとも、この声が発せられてから文字によって記録されるまでの過程はけっして単純なものではない。たとえば、筆者が研究でよく利用する台湾総督府公文類纂には、とくに統治初期のものに、地方での視察を命じられた総督府官員が任務を終えて執筆した復命書が多数おさめられており、視察先で会った台湾人が語ったとされることばが記されている。しかしその多くは、台湾語などが話せない官員のそばにいた通訳者をとおして聞きとられたものであろう（かりに官員自身が台湾語などで直接会話したとしても、そこにはかれが聞きとった声を日本語に翻訳したものが記述されていることになる⁹）。しかし、実はこれらに通訳者の存在を見いだすことは難しい。どのような人物が通訳にあたったのか、通訳の現場がどのようなものだったのかが明記されていることはほとんどない。

しかし今日の歴史研究者が利用できるのは、史料に文字で記されている内容である。もちろん必要な史料批判を経たうえでの引用であり、それ自体に問題があるわけではない。ただ、史料を注意深く分析しても可視化できないものが研究対象になりにくいことは言うまでもない。

とはいえ、ここ10年ほどのあいだ、日本統治期台湾の通訳者あるいは通訳行為に注目が集まり、多くの研究が発表されてきた。もっとも、研究者によって考察の視角は多様であり、これらの研究を単一の学術的ディシプリンに帰属させられるわけではない。翻訳通訳史の観点からなされた研究もあれば、歴史学、言語学、民族学などからの関心にもとづいていると考えられる研究もある。次節では、

8 鳥飼玖美子前掲書、50-51頁。

9 復命書を執筆する際に、実際に聞いた内容がいかに取捨選択されたのかということも重要である。

2006年以降に発表された通訳者や通訳行為を主題とした研究を回顧するが、列挙している論考はあくまでも筆者の主観的な判断によって選んだものである¹⁰。特定の研究領域の存在が裏づけとなっているわけではないことをあらかじめおことわりしておく。

2. 日本統治期台湾の通訳者、通訳研究

回顧する期間をここ10年とするのには理由がある。というのも、2006年に発表されたある論文が、その後、相次いであらわれた研究の直接的、間接的な契機となったという側面が小さくないと考えるからである。この論文は、中央研究院台湾史研究所の許雪姬による「日治時期台湾的通訳」で、統治全期をつうじた官と民、そして台湾人と日本人の通訳者を包括的に論じたおそらく最初の論文である。許は、1980年代以降の台湾史研究を主導してきた研究者の一人であり、通訳通訳史研究というディシプリンを意識してこの論文を執筆したわけではないだろうが、研究領域を問わず後続の研究の多くが許論文からの触発を受けていたことはまちがいない。

以下に、2006年以降の研究の一覧をかかげる¹¹。学術刊行物に掲載されたもの、著作、学位論文を収録している。

日本統治期通訳者、通訳研究一覧

- 許雪姬, 〈日治時期台湾的通譯〉, 《輔仁歷史學報》18, 2006年, 頁1-35。
- 富田哲 『『明晰な』 センサスカテゴリが現れるまで——日本統治初期台湾総督府の『土語』認識』『多言語社会研究会 年報』4, 2007年, 30-56頁。
- 岡本真希子, 〈日本統治時代台湾の法院における「通訳」たち——「台湾総督府公文類纂」人事関係書類からみる台湾人/内地人「通訳」〉, 《第五屆台灣總督府檔案學術研討會論文集》, 南投: 國史館台灣文獻館, 2008年, 頁667-682。
- 富田哲, 〈日本統治初期の台湾総督府通訳官——その創設およびかれらの経歴

10 Anthony Pym, *Method in Translation History* (Manchester: St. Jerome, 1998), 161-166が指摘するように、歴史上の通訳者は、いわゆる通訳専従ではなく、通訳者以外にも多様な顔を持っていることが多い。ここでは、通訳に従事していた者がその能力を活用しておこなった諸活動をもふくめて通訳行為という語を使っている。

11 なお2006年以前のものだが、ポール・バークレー「日本人植民地者と原住民の交流問題——台湾の「蕃界」における通事と通訳をめぐって」『東アジアにおける国際秩序と交流の歴史的研究ニューズレター』2, 2004年, 10-15頁が、先住民居住地での「通事」や「通訳」を論じている。

と言語能力),《淡江日本論叢》21, 2010年, 頁151-174。

- 李尚霖,〈試論日治時期日籍基層官僚之雙語併用現象:以警察統通譯兼掌制度為中心〉,若林正文、松永正義、薛化元主編《跨域青年學者台灣史研究 第三集》,台北:稻鄉出版社,2010年,頁335-349。
- 富田哲,〈統治の障害としての「通訳」——日本統治初期台湾総督府「通訳」に対する批判〉,《淡江日本論叢》23, 2011年, 頁205-229。
- 石丸雅邦,〈從「台灣總督府公文類纂」看理蕃警察通譯兼掌制度〉,《第六屆台灣總督府檔案學術研討會論文集》,南投:國史館台灣文獻館,2011年,頁263-298。
- 葛西健二,〈日本統治初期・中期「理蕃」政策の変遷と「蕃通」警察官——その役割の変化と言語学習〉,淡江大學日本語文學系碩士論文,2011年。
- 林惠琇,〈日治初期的臺灣通譯:以官方設置為中心〉,《史地研究》3, 2011年, 頁153-172。
- 富田哲「日本統治期台湾をとりまく情勢の変化と台湾総督府翻訳官」『日本台湾学会報』14、2012年、145-167頁。
- 楊承淑,〈台湾日治時期的譯者群像〉,香港中文大學翻譯研究中心編《翻譯史研究》2, 上海:復旦大學出版社,2012年,頁160-194。
- 楊承淑,〈台湾日治時期的台籍譯者群像〉,《翻譯與跨文化交流研究:積淀與視角》,上海:上海外語教育出版社,2012年,頁43-61。
- 岡本真希子「日本統治前半期台湾の官僚組織における通訳育成と雑誌『語苑』-1910-1920年代を中心に」『社会科学』42(2、3)、2012年、103-144頁。
- 岡本真希子「『国語』普及政策下台湾の官僚組織における通訳育成と雑誌『語苑』-1930-1940年代を中心に」『社会科学』42(4)、2013年、73-111頁。
- 富田哲,《植民地統治下での通訳・翻訳——世紀轉換期台湾と東アジア》,台北:致良出版社、2013年。[上記の富田哲(2007)(2010)(2011)を修正したものを収録]
- 陳宛頤,〈通譯的國族認同之探討:以皇民化時代戰場通譯為例〉,輔仁大學跨文化研究所碩士論文,2013年。
- 楊承淑,〈譯者與贊助人:以林獻堂為中心的譯者群體〉,《譯者養成面面觀》,台北:語言訓練測驗中心,2013年,頁41-83。
- 楊承淑,〈譯者的視角與傳播:片岡巖與東方孝義的台灣民俗著述〉,《走向翻譯的歷史》,香港:香港中文大學,2013年,頁105-156。
- 楊承淑,〈譯者的角色與知識生產:以臺灣日治時期法院通譯小野西洲為例〉,《編

譯論叢》7(1), 2014年, 頁37-80。

- 楊承淑, 〈譯者與贊助人: 從日治時期警察通譯試題中的對話見端倪〉, 《翻譯學研究集刊》17, 2014年, 頁261-281。
- Cheng-shu Yang, "Police Interpretation Examinations in Taiwan during the Period of Japanese Rule," translated by Alan Chiu. *Asian Education and Development Studies* 3(3), 2014, pp. 253-266.
- 伊原大策, 〈日治時期初始臺語教材作者侯野保和與岩永六一之考察〉, 《台灣語文研究》10(1), 2015年, 頁31-56。
- 富田哲「市成乙重——日本統治初期の台湾語通訳者、教育者、著述家」『〈異郷〉としての大連・上海・台北』東京: 勉誠出版、2015年、379-392頁。
- 楊承淑, 〈台湾日治时期法院通译的群体位置: 以《语苑》为范畴〉, 《翻译与跨文化交流: 共生与互动》, 上海: 上海外语教育出版社, 2015年。
- 楊承淑, 〈日治時期的法院高等官通譯: 譯者身份的形成及其群體角色〉, 《第八屆臺灣總督府檔案學術研討會論文集》, 南投: 國史館台灣文獻館, 2015年。
- 楊承淑, 〈譯者與他者: 以佐藤春夫的臺閩紀行為例〉, 《東亞觀念史集刊》8, 2015年, 頁51-85。
- 樋口靖, 〈領台初期渡台日本人の見た台湾語〉, 《台灣文學研究》8, 2015年, 頁43-96。
- 涂紋鳳, 〈日治時期原住民蕃語集中的「警察」形象解析——以1905~1933年日蕃對譯教本為範疇〉, 輔仁大學跨文化研究所碩士論文, 2015年。
- 楊承淑編, 《日本統治期台湾における訳者及び「翻訳」活動——植民地統治と言語文化の錯綜関係》, 台北: 國立台灣大學出版中心, 2015年。

〈収録論文〉

伊原大策「日本統治時代初期における台湾語教本の系譜」

李尚霖「台湾植民地時代初期における日本統治と清代官話——「複通訳制」下の台湾官話使用者を中心に」

富田哲「ある台湾語通訳者の活動空間と主体性——市成乙重と日本統治初期台湾」

横路啓子「日本統治時代台湾の理蕃政策と通訳者——「生蕃近藤」とその周辺を中心に」

黄馨儀「日本統治期台湾における通訳兼掌制度—筆記試験の実施とそれが台湾語表記法に与えた影響」

楊承淑「訳者の役割とその知識生産活動—日本統治期の台湾における法院通

訳小野西洲を例として」

藍適齊「言語能力がもたらした「罪名」—第二次世界大戦で戦犯となった台湾人通訳」 台湾人戦犯研究からの発展

- 楊承淑, 《《語苑》里的译者角色—跨界于警察与法院的译者》, 《翻译史研究》5, 王宏志主编, 上海: 复旦大学出版社, 2015年, 頁188-215。

※以上の一覧は、通訳や通訳者を直接的に論じているものを列挙した。たとえば台湾語などの教育の実践や機関、教材の編集なども通訳者にかかわることがらにはちがいないが、この一覧には入れていない。参考までに、一覧に収録しなかった関連の論考を以下にあげておく。便宜上、辞書や教科書の言語学的分析の色彩が強いと判断したものはのぞいた。

- 江秀姿, 〈台湾における日本統治明治期の台湾語教育—教員講習所及び国語学校を中心に〉, 《東呉日語教育学報》30, 2007年, 頁49-79。
- 李幸真, 〈日治初期台湾警政的創建與警察的召訓 (1898-1906)〉, 國立台灣大學文學院歷史學研究所碩士論文, 2009年。
- 三尾裕子「蕃語編纂方針」から見た日本統治初期における台湾原住民語調査」『日本台湾学会報』11、2009年、155-175頁。
- 富田哲「日本統治開始直後の『台湾土語』をめぐる知的空間の形成」『多言語社会研究会 年報』5、2009年、56-77頁。
- 劉惠璇, 〈日治時期之「臺灣總督府警察官及司獄官練習所」(1898 ~ 1937) : 臺灣警察專科學校校史探源 (上篇)〉, 《警專學報》4 (8), 2010年, 頁63-94。
- 賴欣宜, 〈日治時期臺灣語教科書之研究: 以《臺灣語教科書》為例〉, 國立台灣師範大學台灣文化及語言文學研究所, 2011年。
- 劉惠璇, 〈日治時期之「臺灣總督府警察官及司獄官練習所」(1898 ~ 1937) : 臺灣警察專科學校校史探源 (下篇)〉, 《警專學報》5 (1), 2011年, 頁1-34。
- 羅濟立, 《日治後期之殖民地警察與台灣客語、民俗文化的學習: 以『警友』雜誌為資料》, 台北: 五南圖書, 2011年。
- 樋口靖「領台初期の台湾語教学 (一)」『文学部紀要』25 (2)、2012年、23-40頁。
- 伊原大策, 〈日治初期的臺語教本系譜〉, 《編譯論叢》6 (2), 2013年, 頁67-98。
- 市川春樹, 〈日治最初期臺灣福佬話教材編纂之相關考察: 日本人對臺灣福佬

話的認知與概念),《台灣學誌》8,2013年,頁29-58。

- 市川春樹,〈東洋協會專門學校之臺灣語教育研究:以柯秋濤(1872-1945)教授法及其教學活動為討論核心〉,《靜宜中文學報》6,2014年,頁29-62。

論考一つ一つの内容を紹介することはできないが、以下、特筆すべきことをいくつか述べておきたい。

まず、輔仁大学跨文化研究所の楊承淑についてである¹²。楊はもともと通訳理論、通訳実務の研究者だが、2011年初頭、香港中文大学翻訳研究中心の王宏志が主宰する研究計画「翻訳与亜洲殖民管治」(翻訳とアジアの植民統治)のサブ計画「翻訳与台湾殖民管治」(翻訳と台湾の植民統治)を担当することになり、日本統治期の研究に取りくむようになった。また、同年後半には許雪姬が所属する中央研究院台湾史研究所の訪問研究員にもなっている。2012年9月には同研究所と香港中文大学翻訳研究中心が「日治時期的訳者と訳事活動工作坊」(日本統治期の訳者と翻訳通訳活動ワークショップ)を共催、さらに2013年9月には台湾翻訳学学会などの主催で、「訳史中的訳者」国際学術研討会(「訳史の中の訳者」国際学術シンポジウム)が開催された。同学会が2014年6月に刊行した『翻訳学研究集刊』第17輯は、このシンポジウムの報告にもとづいた論文を集めている。楊は2012年のワークショップ、2013年のシンポジウムとも報告をおこない、前者がもともとなった論文は香港中文大学翻訳研究中心の『走向翻訳的歴史』に、後者は『翻訳学研究集刊』に収録された。

楊の研究関心は、片岡巖、東方孝義、小野西洲ら警察、法院の通訳者、日本統治期の台湾人の民族運動のリーダー的存在である林獻堂の周囲の通訳者などから、総督府の通訳兼掌試験の問題、佐藤春夫の作品中の通訳者など、広範におよんでいる。豊富なデータベースの整理もあり、今後の研究への貢献も大きい。また、台湾翻訳学学会の幹部の一人でもある楊が、許雪姬(2006)を日本統治期台湾の通訳研究においてもっとも重要な文献であると位置づけつつ、翻訳通訳研究の立場から研究を発信し続けてきたことの意味は小さくないと考える。

楊は2012年から2015年にかけて、輔仁大学や科技部(科学技術省)の助成を受け、翻訳通訳史研究に関心を持つ研究者や大学院生を集めた研究会を主宰していたが、ここでの活動が2015年の『日本統治期台湾における訳者及び「翻訳」活動——植民地統治と言語文化の錯綜関係』の刊行につながった。同書の執筆者は

12 以下、楊にかんする記述は、本稿執筆にあたっての同氏からの教示を参考にしている。ご厚意に感謝申しあげる。

いずれもこの研究会のメンバーだった。輔仁大学跨文化研究所からは、研究会のメンバーが指導した日本統治期の通訳研究の修士論文も出ている¹³。

一方、朝鮮総督府と台湾総督府の官僚制度について詳細な研究をおこない、2008年に『植民地官僚の政治史——朝鮮・台湾総督府と帝国日本』（三元社）を上梓した岡本真希子も、法院（裁判所）の通訳者や通訳者養成の媒体となっていた学習雑誌について論考を発表している。植民地統治機構の人事システムに対する緻密な理解のもとに論を展開しており、総督府の通訳者を論じる者にとっては学ぶべきところが多い。なお、岡本は台湾の成功大学在職中、楊主宰の研究会に参加していたことがあり、岡本の研究は楊や筆者など、他の研究者にも頻繁に参照されている。

岡本真希子（2008）は、許雪姬（2006）のもとになっている2004年のシンポジウム報告にも言及してはいるが、通訳者への関心自体はそれまでの植民地官僚の研究を進める過程で浮かびあがってきたもののようである。法院の通訳者にとくに注目する理由として、それが1898年に台湾人が初めて正規の官吏として採用されたポストだったこと、その後も、台湾総督府全体としてみれば台湾人官吏の割合がきわめて低いなかで、法院の通訳に就任する台湾人の割合がめだって高かったこと、一方で台湾語などを習得した日本人も台湾人とともに多数任用されており、法院通訳のほとんどが朝鮮人だった朝鮮総督府とは対照的であることをあげている¹⁴。

2011年までは許、岡本のほか、もともと社会言語学的な観点から日本統治期の台湾語をとりまく現象に関心を持ってきた李尚霖や筆者の研究のほか、警察による先住民統治を研究してきた石丸雅邦や葛西健二が、先住民居住地域で通訳にあたった日本人警察官に注目した論考を発表している¹⁵。また林恵琇（2011）は、許雪姬（2006）、岡本真希子（2008）、李尚霖（2010）を先行研究としてあげつつ、統治草創期の軍や総督府の通訳者を論じた。これらはいずれも歴史学、民族学的

13 上記一覧の陳宛頻（2013）および涂紋風（2015）。

14 通訳に従事する者を「通訳」と呼ぶ用法は適切ではないと筆者は考えているが（翻訳に従事する者を「翻訳」とは呼ばない）、ここでは官制上の職称として「通訳」をもちいた。

15 李は2006年、一橋大学に博士論文「漢字、台湾語、そして台湾語文——植民地台湾における台湾語文運動に対する再考察」を提出している。楊は、2014年の〈譯者的角色與知識生產：以臺灣日治時期法院通譯小野西洲為例〉で、李の博士論文およびその前年に発表された論文（李尚霖「漢字、台湾語、そして台湾語文——植民地台湾における台湾語文運動に対する再考察」『ことばと社会』9、2005年、176-200頁）が、小野西洲の台湾語表記論を論じた嚆矢であると評している。小野は総督府法院通訳などをつとめ、台湾語学習雑誌『語苑』の編集に長年たずさわった人物である。

関心から通訳を研究対象としている。

2012年からの楊主宰の研究会のメンバーには翻訳通訳学プロパーの研究者や大学院生もいたが、日本統治期を研究対象とする者については、翻訳通訳学出身は少なかったように思う。楊承淑(2015)への寄稿者も、楊以外はみずからを翻訳通訳学研究者とはアイデンティファイしていないであろう。伊原大策は中国語学が専門で、2012年から2013年にかけて中央研究院台湾史研究所に訪問研究員として滞在していた際に日本統治初期の台湾語教科書の研究に取り組んだ。横路啓子は日本統治期台湾文学の研究者で、佐藤春夫の「霧社」に登場する先住民女性の通訳者(かつて夫だった日本人警察官に一方的に離縁されたという設定)を手引きとして、こうした通訳者が生まれてくる道筋を跡づけようとした。黄馨儀は日本統治期の台湾語文字表記のこころみ、藍適齊は第二次世界大戦の台湾人戦犯の研究を続けてきた研究者で、それぞれの研究関心からこの出版プロジェクトに参加した。

なお、樋口靖は『台湾語会話』(東方書店)などの著作のある台湾語研究の大家である。

おわりに

以上に述べたとおり、日本統治期の通訳研究は、楊をのぞけば、ほぼ翻訳通訳学研究を専門とはしない研究者によっておこなわれてきた。それゆえ、理論の利用や検討などはそれほど詳細にはおこなわれてこなかった。もっとも日本統治期の研究に取り組む以上、日本語で書かれた当時の史料を読解する能力や史料の構造に対する理解は不可欠であり、歴史研究者が通訳研究の多くを占めていること自体を批判的にとらえる必要はない。

ただ、これまでの通訳研究の蓄積を積極的に取り入れることで、研究をより進展させていくことができるはずである。筆者がとくに重要だと考えるのは、第1節で言及した通訳者の主体性や、通訳者がおかれた政治社会的環境への着目である。

公正かつ中立で周囲から不可視の存在であることを期待される通訳者の姿を、日本統治期の史料のなかに見いだすことは容易ではない。その具体的な現場となれば、なおさらのことである。しかしかれらは、けっしてことばを自動的に通訳する機械ではなかった。通訳者自身の意思や起点言語話者と目的言語話者の関係への介入などをとおして、通訳という行為が、多かれ少なかれ当該局面のなりゆ

きを左右したケースもあったはずである¹⁶。

通訳者（あるいは翻訳者）は目標言語への通訳のなかに自分自身を刻印する。起点言語の話者の声と通訳者の声のあいだに等価性は保証されていないのである¹⁷。もっとも総督府の通訳者の場合、等価の通訳をしていなかったとしても、その結果が統治側の意図に沿うものであったとすれば、それはそれで職務を忠実に遂行したということになるのかもしれない。しかし、かりに身内の通訳者であったとしても、かれがつねに「誠実」に通訳をおこなったともかぎらない¹⁸。通訳者本人がどの程度意識的だったのかは別としても、その主体性が「歴史」に影響をあたえうる余地はけっして小さくはない。

もちろん、これまでの研究がこの点に無関心だったわけではない。楊は翻訳通訳行為を可能にする賛助者の意向（それは通訳者の主体性にも影響を与えうる）に着目した分析を2013年および2014年におこない¹⁹、また2015年には、訳者の役割として「創造」「伝播」「操作」をあげ、それによって小野西洲の業績の意味を解釈しようとしている。筆者の2015年の2篇の論文は、総督府から台湾退去処分を受けた市成乙重という通訳者の主体性を論じた。横路啓子（2015）も、日本人男性と結婚して日本語を習得し通訳者となった先住民女性は、他の先住民からみれば「翻訳者は裏切り者」というイタリア語の警句を体現する存在だったとしている。冨田哲（2014）も、総督府上層が身内の通訳者グループをきびしく批判して弱体化に追いこんだ統治初期の事件をとりあげている²⁰。ただこれらは、興味深い個々の訳者やできごとを探求するというにとどまり、日本統治期の通訳研究を、翻訳通訳学における訳者の研究あるいは植民地統治下における翻訳通訳の意味を問う研究と接続し、対話を可能にするような普遍的なことをまだ十分には持ち得ていないのではないかと、自戒をこめて感じている。

通訳、翻訳という行為は、起点言語と目標言語やそれぞれの言語集団どうしの関係、言語の変換にたずさわる者の主体性、言語の変換がおこなわれる政治社会

16 Ikuoko Nakane, "The Myth of an 'Invisible Mediator': An Australian Case Study of English-Japanese Police Interpreting," *PORTAL Journal of Multidisciplinary International Studies* 6(1) (2009): 1-16.

17 ヘルマン・ステオ「翻訳者、声と価値」、佐藤 = ロスベアグ・ナナ編前掲書、2011年、3-7頁。

18 武田珂代子『東京裁判における通訳』みすず書房、2008年、187-189頁。

19 André Lefevere, "Translators and the Reins of Power," in *Translators through History*, ed. Jean Delisle and Judith Woodsworth (Montreal: University of Ottawa and Concordia University, 1995), 132, 144-145.

20 王宏志、〈「叛逆」的譯者：中國近代翻譯史上所見統治者對翻譯的焦慮〉、《翻譯學研究集刊》13、2010年、頁1-55も参照いただきたい。

的状況、そしてオリジナルと変換されたもののあいだの非等価性など、いずれの点においてもきわめて政治的、イデオロギー的ないとなみであると言わざるをえない。研究の主題としてとりあげれば訳者が可視化されるわけではない。非対称的な民族的関係、権力関係を前提とする植民地統治下で実践されていた通訳の現場を凝視することで、もしそれが不可能であればその現場を合理的な論証によって推測することによってはじめて、日本統治期台湾の訳者やその活動の史学的意味のみならず、翻訳通訳学的意味をも浮かびあがらせることができるはずである。